



事務所だより11月号

西田成希税理士事務所

晩秋の候、皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

早くも 11 月ですね。今年は、新型コロナウイルスの影響で 4 月終わりから 5 月いっぱい、ほとんど外出もせず、のんびり(?)していたはずなのですが、どういうわけか、いつも以上に時間が過ぎるのを早く感じます(歳を取っただけでしょうか?)。

さて、今月ですが、皆様にご迷惑をかけることになりました。

実は、7 月終わりからある資格の勉強をしています。まず、受験資格を得るためのレポートの提出が必要で、9 月 10 日に何とか提出しました。先日、その結果が送られてきて、レポートは無事合格とのことでした(^_^)。でも、レポートで終わりではなく、次にスクーリング(受講生が集まって授業を受ける)があります。最終日の午後が最後の試験です(なんと 4 時間!)。スクーリングの日程は、11 月 17 日から 11 月 20 日まで、泊りがけで 4 日間缶詰です。毎日のスクーリングが 17 時までであるので、その間電話に出れません。着信を残しておいていただければ、スクーリングが終わり次第連絡させていただきますが、リアルタイムでの対応はできません。

申し訳ありませんが、連絡が取れないこと、お許し下さい(何もないことを祈っています(^_^;))。

今、勉強している資格、まったくとは言いませんが、畑違いの内容でレポートを書くのにも本当に苦労しました。まず、資料が手に入らない、手に入っても書いてある言葉が分からない、実際にやったことがないのでイメージも湧かない。そんな状態でした(これって、皆様が税金に対して抱くイメージと同じかもしれませんね...)。最終日の試験、どんな問題が出るのでしょうか? 4 日間もスクーリングを受けて不合格だったらどうしよう(>_<)。緊張しています。結果

が出るのは来年の 3 月です。結果が出るまで試験の詳細は内緒

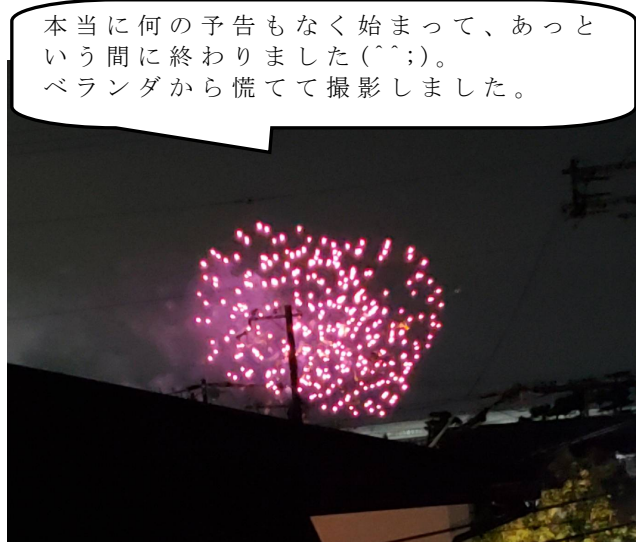
にさせていただきます(^_^;)。

では、事務所だより 11 月号をお送ります。ずいぶん秋らしい気候になりました。

皆様に良い結果が報告できるよう、頑張ってきます!



10 月 4 日に芦屋でサプライズ花火がありました!(^_^)!



本当に何の予告もなく始まって、あっという間に終わりました(^_^;)。ベランダから慌てて撮影しました。

☆ お知らせ (2020 年 11 月の税務)

期 限	項 目
11 月 10 日	▶ 10 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
11 月 16 日	▶ 所得税の予定納税額の減額申請
11 月 30 日	▶ 所得税の予定納税額の納付(第 2 期分)
	▶ 特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付
	▶ 9 月決算法人の確定申告 < 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税 >
	▶ 3 月、6 月、9 月、12 月決算法人・個人事業者の 3 月ごとの期間短縮に係る確定申告 < 消費税・地方消費税 >
	▶ 法人・個人事業者の 1 月ごとの期間短縮に係る確定申告 < 消費税・地方消費税 >
	▶ 3 月決算法人の中間申告 < 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 > (半期分)
	▶ 消費税の年税額が 400 万円超の 3 月、6 月、12 月決算法人・個人事業者の 3 月ごとの中間申告 < 消費税・地方消費税 >
▶ 消費税の年税額が 4,800 万円超の 8 月、9 月決算法人を除く法人・個人事業者の 1 月ごとの中間申告(7 月決算法人は 2 ヶ月分) < 消費税・地方消費税 >	
▶ 個人事業税の納付(第 2 期分)(11 月中において都道府県の条例で定める日)	

☆ 2019 年度査察白書で告発事例を公表

国税庁が公表した 2019 年度査察白書によりますと、2019 年度(今年 3 月までの 1 年間)において、検察庁へ 116 件を告発し、その脱税総額は約 93 億円となりました。

白書において、国税当局が消費税還付事案や無申告脱税事案、社会的波及効果の高い事案とともに力を入れている告発重点事案として海外に不正資金を隠す国際事案が挙がっております。

近年、経済社会のグローバル化の進展に伴い、個人・企業による国境を越えた経済活動が複雑・多様化しています。そんな中、海外取引を利用した悪質・巧妙な事案や海外に不正資金を隠すなどの国際的な脱税への対応が求められています。そして、国税当局の積極的な姿勢を裏付けるように、2019 年度は前年度より 5 件多い 25 件を検察庁に告発しており、2 年連続で告

発件数は増加しました。

告発事案の中には、投資ノウハウを紹介する情報商材に関する取引などで得た多額の利益を海外の法人を利用して不正に法人税を免れた事業者に対して、外国との間で締結した租税条約に基づく情報交換制度を活用して不正取引を解明したケースがあります。

投資目的の情報商材のプロデュースなどを行う法人3社を主宰するAは、3社の業務に関し、請求書を偽造するなどして海外法人に対する架空支払報酬を計上し、法人税を免れていました。

また、2012年度税制改正において、日本居住者の国外財産については、その年の12月31日にその価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を持っている者に対して、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した国外財産調書を、その年の翌年の3月15日までに所轄税務署長に提出することを義務付けた「国外財産調書制度」が創設され、正当な理由なしで提出をしない場合には罰則が設けられました。

Bは家具の輸入販売仲介業者Cに対して、売上代金を他人名義の預金口座に入金するなどの方法で所得税の確定申告を一切せず多額の所得税等を免れるとともに、脱税により得た金を入金した国外預金があるにもかかわらず、国外財産調書を提出期限までに提出していなかったことから、国外財産調書制度創設後、初めてとなる国外財産調書不提出に係る罰則を適用して告発されました。

☆ 判子なき社会は来るのか？電子決済はどこまで可能？

◆ 生活の中の印鑑文化

私たち日本人の生活に、「印鑑」文化は深く根付いています。

日常生活では、銀行の登録印や申込書への押印、履歴書、役所への届出では婚姻届から転入・転出届、出生届等、ビジネス文書においては、見積書や、納品書、契約書、請求書、議事録、回覧板まで、とにかく多岐にわたる書類に押印が求められ、それが当たり前のこととして定着してきました。

◆ コロナ禍で電子決裁の有用性見直し

しかし、今年はコロナ禍で在宅勤務を取り入れる企業が増えたことで、「押印のために出社する」という問題が発生し、今までその必要性が議論されることが少なかった日本の印鑑主義について考え直すきっかけとなりました。

政府関係では、4月の緊急事態宣言の最中、当時の河野防衛大臣が記者団に対し、防衛省内の決裁を全て電子化する旨の発言をしていますし、これを機に電子決裁の有用性について見直す企業も増えています。

◆ 法律上の電子署名

決裁の電子化が進み、業務効率化に繋がるのなら喜ばしいことですが、一方でこれまで、「押印」によって本人の意思に基づいた文書であることの法的証明がなされていたことも事実です。

電子決裁に変わることで法的効力に影響はあるのでしょうか。

実は、ビジネスにおいて身近な見積書や請求書、領収書、納品書などのほとんどの文書にはそもそも印鑑は不要です。便宜上本人確認の押印をするなら、簡易なデジタル印鑑や認印と同じ位置づけの「電子サイン」を使用する方法で充分でしょう。

e-Tax(国税の電子申告)や不動産取引など、より高い法的証明力が求められる文書は、第三者機関の認証局から発行された「電子証明書」が組み込まれることにより、利用者の「本人性」が確認できるようになっている「電子署名」が利用されます。

平成13年4月施行の「電子署名法」で、電子署名が手書きの署名や押印と同等に通用する法的基盤が整備されています。

◆ 法律上押印が必要な文書もある

ほとんどの文書に、印鑑と同じ効力がある電子サインや電子署名を使用できるものの、宅地建物取引業法上の不動産会社作成の書面や、銀行印、役所や法務局に届出する実印、不動産の登記申請(実印)など法的に印鑑が必要なケースもあります。

☆ 出版物の総額表示に「反対します」

「出版物の総額表示義務化に反対します」というハッシュタグが、ツイッターのトレンド(話題の言葉)上位に浮上しました。著名な作家や漫画家、編集者などがツイートし拡散したためです。本体価格と消費税額を合わせた「総額表示」を免除する特例が来春で切れることになっていて、出版業界の経営を圧迫するとの懸念が背景にあります。

総額表示は2004年の消費税法改正で義務化されました。消費者が実際に支払う金額が分からないと消費者が混乱するためです。一方、14年4月以降、5%から8%、8%から10%へ税率を短期間に2度引き上げることによる事業者負担を考慮し、「表示価格が税込み価格であると誤認されないための措置」(誤認防止措置)を条件に、総額表示義務は特例で免除されています。ただ、その特例も10%増税から1年半が経過する来年3月末に終了し、4月から総額表示に切り替わることになっています。

財務省は9月中旬に、予定通り実施する考えを改めて出版業界に伝達。それを受け、出版関係者で反発の声が広がりました。書籍販売は、出版社が価格を決定する「再販制」と、書籍所有権を出版社が保持したまま書店販売される「委託販売制」という制度があり、価格表示の切り替え義務は出版社側にあります。体力のない出版社はこうしたコストに耐えられず、絶版になる書籍が増えるとみられます。

財務省は、書籍に挟むスリップやしおりで総額表示すればよく、カバーの再印刷は不要との考えを示していますが、紙削減の観点からそれらを使用しない出版社も増えています。

西田成希税理士事務所
〒659-0053
兵庫県芦屋市松浜町6番14-2号
電話 090-7490-7396
FAX 0797-78-6488